

会 議 録

(嬉野市審議会等の公開に関する要綱第9条関係)

		所管課	環境下水道課
会議名 (審議会等名)	令和7年度 嬉野市環境審議会		
開催日時	令和8年3月5日(木) 10:00~11:30		
開催場所	塩田庁舎 3-2会議室		
傍聴の可否	(可)・不可・一部不可	傍聴者数	0人
傍聴不可・一部不可 の場合はその理由			
出席者	委員	坂本兼吾委員、宮崎キミエ委員、田平繁廣委員 淵昇委員、中島憲郎委員、山口義治委員	
	事務局	建設部長、環境下水道課長、環境下水道課副課長	
	その他		
会議の議題	別紙のとおり		
配布資料	<ul style="list-style-type: none"> ・佐賀県豊かな山を未来へつなぐ条例(仮称)案資料 ・嬉野市水資源保護条例案(概要) ・第3次嬉野市環境基本計画の策定スケジュールについて ・嬉野市地域脱炭素事業に係る事業報告 ・世界海洋プラスチックセンター(仮称)チラシ 		
審議等の内容	別紙のとおり		

審議等の内容

(嬉野市審議会等の公開に関する要綱第9条関係)

		所管課	環境下水道課
議題	1. 水源地保全に係る県条例(案)について		
内容		<p>会長 挨拶</p> <p>それでは、次第に沿って進めていきます。次第1の水源地保全に係る県条例(案)について事務局から説明をお願いします。</p> <p>—資料に沿って説明—</p>	
	事務局	<p>(事務局)</p> <p>事務局から説明します。</p> <p>県の条例案をご説明する前に、これまでの経緯についてご説明させていただきます。昨年度の環境審議会におきまして、市の水資源保護に係る条例案について、ご説明させていただき、市内のダム上流部などの水源地について、これからの世代への貴重な財産である水資源を守っていく趣旨で、市独自の条例として令和7年度中の制定を検討しておりました。制定をすすめる中で、水資源の保護については、市だけでなくやはり佐賀県全体で取り組みを進めていく必要があるということで、市町長会を通じて知事要望として昨年5月に提出をしておりました。その後昨年10月に県農林水産部の森林整備課と林業課から来庁され、県としても水資源を守るためにもあらゆる資源の源流である山を守り育てることを目的として、条例を通じた保全を市町や関係団体と連携して取り組んでいきたいとの説明があり、P4ページ目の頭にあるとおり、県の条例案「佐賀県豊かな山を未来へつなぐ条例(仮称)」として昨年12月に市民向けのパブコメ、今年2月の県議会へ条例案を上程されています。県条例の内容につきましては、この後ご説明させていただきますが、そのような経緯もあり県の条例制定後に市としての水資源保護条例の制定については、この環境審議会の委員の皆さんのご意見も伺いながら、県条例だけで十分なのか、また性質が異なるものとしてやはり市独自の保護条例を制定すべきかどうか再度検討するというところで現在に至っており、本日の環境審議会においてご協議いただければというふうに考えております。</p>	

県条例案を少し説明させていただきますと、県条例は、R8年4月1日施行を予定されており、条例の趣旨として近年の気候変動による集中豪雨の頻発化・激甚化、また全国で外国資本による森林取得が発生している状況で、私たちが使用する飲料水だけでなく、有明海の特産物もそうですが、山から川、海までつながり、人々の生活はもちろん、様々な植物や生物にとっても恩恵を受けており、水を育む森林をしっかりと守っていくことが重要であるとの趣旨から、この条例案を策定されています。

県条例案で①にそれぞれの責務があり、その責務に応じて各々が責任を果たし、協力していくことで県全体で森林が守られるというもので、②として土地取引にかかる事前届出を義務化としてあります。P3ページ目の図をご覧くださいと思いますが、条例の流れとして、これまでの森林法では森林の買い手が契約後に届出(所有者情報のみ)を市町に行い、県との情報共有も年1回でしたが、新たな県条例においては、森林の売り手が売買契約をする前に、市町へ事前に(氏名・住所・土地所在・面積・権利種別・契約締結予定日・売買後の利用目的)届出を行うことになっております。さらに市町において内容の確認と届出内容に意見を付して県へ送り、県で最終的な関係法令を含め内容確認と必要に応じた立入調査も実施するという一方で、市町と県との情報共有をこれまで以上に行いながら、適切な土地利用が図られるように、県から森林の売り手への助言・指導、必要であれば森林の買い手への質問や助言を行い、最終的に当事者での契約という流れになっております。資料P2に戻りますが、④で対象区域は国有林を除くすべての森林ということで、県としては水資源だけでなく森林を中心として地域の方々の暮らしや交流、全てが繋がっているものとして守っていく必要があるため「すべての森林」を対象としている。

この事前届出に対し、無届や虚偽があったり、立入調査の拒否があった場合は勧告、勧告に従わなかった場合公表、さらに5万円以下の過料の罰則規定が設けられています。

以上が県条例案の概要で、特に森林売買について事前届出を義務付けることで、利用目的についても届出してもらうため早期に把握することができること、また着工前に関係法令について周知することができ、補助事業であるかどうかや、申請と異なる事業については補助金返還があることなど事前に周知を図ることができることなどが県条例のメリットとして上げられます。

	<p>しかし許可制でなく届出制であり法令に適した開発事業であればどの程度抑止力効果があるか不明であり、事業開始中または開始後の監視について不足する部分もあります。さらに水資源など環境に係る直接的な指導や助言が行き届かないことも考えられ、県条例だけでの運用によって、県内市町の水資源がどの程度守られるのかを見ていく必要もあるかと考えております。</p> <p>市の条例案としては、別紙両面でお配りしていますとおり、水質汚濁や汚染を招く可能性がある対象事業について、事業者に事前協議や協定の締結を求め、守られない場合は、改善勧告や公表といった内容で検討をしておりました。</p> <p>市内には貴重な水資源が森林だけでなく、前回ご意見をいただいた湧水地等もございます。そのような状況を考えた場合、今年4月施行の県条例の内容を踏まえた上で、市は独自に水資源の保護のために条例を制定すべきか、それとも県条例の効果や運用を見極めながら必要に応じて今後も検討していくべきかについて、審議会の委員の皆様のご意見をお聞かせいただきたいと思っております。</p> <p>説明は以上となります。</p> <p>(会長) 事務局から説明がありました。皆さんから何か意見はありますか。</p> <p>(委員) 県条例の対象範囲はどこまでか。</p> <p>(事務局) 今回の県条例は国有林を除く森林全体で、県内全体を対象としております。</p> <p>(委員) 県条例で、届出が市にあって市から意見を付して県へ副申として送付することとなっているが、市条例を制定したあとにおいても、同様に意見を県へ提出することはできるのか。</p> <p>(事務局) 県へ意見を提出することはもちろんできる。届出窓口としては、農林整備課になるため関係各課への情報共有をしたのちに意見を集約し県へ提出することになる。ダム流域とかについても同様である。</p> <p>(委員) 売買に関することが主の条例案と思うが、結局乱開発防止ですかね。</p> <p>(事務局) そういった目的もあるかと思っております。</p>
--	---

	<p>(委員)</p> <p>(事務局)</p> <p>(委員)</p> <p>(事務局)</p>	<p>旧嬉野町も塩田町も水資源は農耕用が大半だと思う。塩田にはため池が多い。旧嬉野町が山が深くてある程度水量があるものであるから、用水路が川から山を越え谷を越えある。それで水田耕作ということで生業をしてきた。ひとつは嬉野地区では、坊主原とか陣野とか補助金もらって茶畑とか吉田地区については見渡す限りみかん畑だった。それが雑木林や杉の木が植わり畑が山林化している。ここ10年20年見ても山林が伐採された状況は見えない。国有林は計画的に伐採されるが、この条例の目的は何なのか。所有者は保全をなさいということなのか。森林火災ということで報道でも大々的に取り上げられている。ということで下草を刈らないと延焼がひどい。でも後継者がいないので下草も刈れない。戦後植樹し間伐とか何とかしてきたが、外国から安い木材も入り、下草も生えないような人工林で一度大雨が降れば土石流が発生する。50mも100mの用水路も中山間地で耕作しなければ災害の発端となりうる。所有者にとっては、山というものが困る持ち物である。不動産関係で法律も改正されたが田んぼ山畑は相続でも引き取り手がいない。だが手続き費用は相当かかる。そういう状況であるため、国がそういう方針を出してきたため県や市町は慌てて作らなければならないといった状況であると思うが、乱開発や売買に関する法律は、このような目的でつくらないで何か別の法律がいいのではないかと思う。所有者に対して規制的なもので、売買は結局あたらぬ。今や山を分割して相談しても売れない。お金にならない。資金力がある方は大々的に買って産廃の処分地とかそのような事も目的にされると思うが、所有者としては資金力がないし山にも手を入れない。</p> <p>確かに所有者にとってはなかなか活用ができないといった実態はあるかと思います。</p> <p>個人で維持管理は先ほど言われたように難しいとは思いますが。ただ今森林組合へ業務委託し国の施策の補助事業で間伐など個人持ち出しなしでできるような事業もあります。市と森林組合で地域計画を立てて実施されているので、そのような事業も利用していくしかない。全域になれば期間も相当かかるが。</p> <p>今言われたとおり民有林に関しても森林環境贈与税の活用で、人工林に関して計画を立てながら実施しています。だが市内全域になれば100年を超える年数になる。組合自体も担い手不足、キャパオーバーということで受けれる範囲もある。森林環境贈与税については森林に使う分であれば手出しなく計画のもとで実施している。なので災害を防止することも目的であります。今回の県条例についても委員言われ</p>
--	---	--

	<p>たとおり乱開発防止や、ダムの上流域に関しても水質の汚濁を防止することも目的である。今回の件に関しても、県条例ありますが抑制といいますかちゃんと手続きを踏めば、事業場の設置ができ、それに対し水質の調査も実施をする。立てれないということを行うことはできない。どのようなものが建設されるかまず把握することで、それによって実際建てる段階で事前に一手続きをかけることになる。なので売り手と買い手が成立した時点でのことになる。</p>
(委員)	太陽光設備みたいなのは該当になるのか。
(事務局)	太陽光設備の設置に関しては、別に条例で定めている。
(委員)	吉田の納戸料にも太陽光設備の設置がある。 大雨時に問題もある。
(事務局)	そういうこともあり、ある程度の規模で家庭用程度の設置に関しても、市の方に条例の基づき届出を出して地区の同意を受けた分で許可を出している。自由勝手につけられるということではない。
(事務局)	一番最初に県条例が売買理由の届出も項目としてあるので、把握できる砦というか、その目的や用途に応じた市の各条例の届出をきちんと行っていただくためにもこの県条例はある。
(委員)	心配していることが、坊主原や陣野の開拓された茶畑が後継者不足で末端から雑木等で荒廃してきている。そのような土地に太陽光が設置されれば下に住む住民は困る。
(事務局)	そのようなこともあって、太陽光設備の設置条例ができています。
(委員)	それでしぼられるのかどうか心配です。
(事務局)	規制となれば難しい部分もある。あくまで届出ということなので。
(委員)	県条例でしぼられないところは、市独自の条例でしぼることはできるわけですね。
(事務局)	建設自体を止めることはできないが、事業者に対して条例で定める地元説明とか協定を結んで守ってもらうとかいったことは独自にできる。罰則規定は設けてはいないが。

	(事務局) <再度市水資源保護条例案の説明>
	(会長) 説明いただいた市条例案を踏まえ意見はありますか。
	(委員) 市条例案の対象事業の中に、先ほどからあった太陽光発電を広々とする影響というか、太陽光発電はクリーンエネルギーかもわからないが、雨水が集まる水量がその付近には多くなるとか、雑木林でなくなるので水の保全力もなくなることもあると思うが、そういった場合はこの水資源保護条例の対象にはならないのか。
	(事務局) この水資源保護条例案の対象にはならないと考えている。水質の汚濁とか水質とかに係る直接的な影響というよりも、太陽光設置条例などの別の条例の対象となると考えている。太陽光設置の下流域に土砂が溜まったりとかいうことがあって、今別の課の都市計画の方で条例を制定し運用している。そこでは設置前に地区の説明会と同意書があれば許可を出している。
	(委員) 末端処理ができていない水路もある。貯水池を造って川に流すとか。私が一番心配するのは土石流。20から30センチの U 字溝でも一旦滑りかかれば大災害が起きるという状況。地元承諾についても安易に許可を出したら下に住んでいる住民は大変なことになる。
	(事務局) 現在は、計画の説明会も実施することとなっている。
	(委員) 小規模であれば地域で説明会はないと思うが。農地に太陽光を付ける場合転用申請で済むのではなかったか。
	(事務局) 面積要件もあり、今は小規模であっても出していただくこととなっていると思われる。
	(委員) 基本的に県条例において乱開発が進まないようにということで賛成であるが、外国資本による森林取得というのはまずいと思う。北海道では結構広く取得され売買の対象となっていることは、嬉野市あるいは佐賀県でも行われているのか。非常に危惧されることではないかと思うが、そのような事例はあるのか。
	(事務局) 今のところそのような事例は聞いていないが、空き家に海外の方がきて、建物に付随するものが地目が山林であったケースはある。工場や事業場の目的ではない。

(委員)	もぐりで産廃業者とかはあるかもわからないが。
(委員)	空き家に対しては、空き家対策の課で行っていただいているが、非常に大事なことだと思いますが、あれには農地もくっ付けて買わないといけない。全然農業をしたことがない人が、農地をいきなりもって何もできないといったこともある。最後には荒地になってしまう。
(事務局)	5年くらい前に県も山の会議を開いて佐賀県4地区東西南北に分けて会議を行い、佐賀県の環境を守るように進めているが、先ほど言われたとおり外国資本が買収したり、そこに何か造るとかなってきたときに、それを抑える法律をつくらないといけないということで、県も市から知事要望を出したことに對し共通認識のもとでぜひ取り組んでいきたいとのことであった。
(委員)	そのあたりについては、ぜひ県条例として制定していただいていたと思います。
(事務局)	県条例の中身を見ていただきましたが、市の条例制定についてはこの4月から施行される県条例の運用や状況の見てまた検討をしていくということよろしいでしょうか。
(会長)	では県条例の動向を見ながら市条例制定については、審議会で検討を行っていくというスケジュールでよろしいでしょうか。
(委員)	異議なし
(委員)	前回の環境審議会において、県とも市条例案については協議をする内容を伺っていますが、県とも協議されたのか。
(事務局)	昨年県から来庁されたときに、市としても条例案として県に内容をお伝えして相互に確認を行ったところです。
(委員)	県条例で不足する部分がもし出てくれば、そこは市の条例でということになるのか。
(事務局)	今後状況によってはそのようなことになるかと思います。
(委員)	当初議会委員会の意見を県条例で賄うというのが今の考えですよね。

	(事務局)	もちろん大きなケースが出てすぐにでも対応しないといけない場合は、早急に審議会を開いて市条例制定というかたちになると考えております。
	(委員)	はい分かりました。

審 議 等 の 内 容

(嬉野市審議会等の公開に関する要綱第9条関係)

		所管課	環境下水道課
議 題	2、第3次嬉野市環境基本計画の策定スケジュールについて		
内 容	<p>(会長) 2、第3次嬉野市環境基本計画の策定スケジュールについて事務局から説明をお願いします。</p> <p>(事務局) 第3次嬉野市環境基本計画策定スケジュールについてご説明いたします。現行の第2次嬉野市環境基本計画につきましては、平成30年度(2018年)から令和9年度(2027年)までの10年間の計画となっており、大気環境・騒音振動・水環境等の「生活環境」、希少野生生物・自然とのふれあいの「生物多様性」、省エネ・廃棄物等の「低炭素・循環型社会」の3つの体系に、「環境保全の取組」として環境教育や環境学習、環境保全活動を合わせた施策内容となっています。</p> <p>新たな第3次の計画は令和10年度からの10年間となるため、嬉野市環境基本条例に基づき、市長からの諮問により環境審議会でご意見をいただき、内容を検討いただいたのちに市長へ答申ということで、本格的な改定作業は令和9年度から数回審議会を実施をしていくこととなります。</p> <p>内容につきましては、国の第六次環境基本計画や県の環境基本計画の改定を基本軸に置きながら、市の総合計画・総合戦略との整合、市の脱炭素計画など個々の事業計画に基づく、重点施策についても盛り込むかたちで検討を進めたいと思っておりますが、環境分野は市民生活に身近な部分として、市民目線での取り組みが分かりやすいようにより実効力のある計画として準備を行っていきたいと思っております。</p> <p>特に国の第六次環境基本計画(2024年5月)については、今地球が「3つの危機」(気候変動・生物多様性の損失・汚染)に直面しているとして、日本として気候変動対策や循環共生型社会の実現、生物多様性の確保や自然共生、水・大気・土壌の環境保全・リスク管理、環境研究や教育・開発などの基盤施策などを重点戦略として国の計画に位置付けられているため、市として現状の施策と今後の方向性について様々なご意見をいただきながら進めていきたいと考えております。</p>		

		<p>また佐賀県環境基本計画(令和3年度～令和8年度までの6年間)においても、国の温暖化対策計画による温室効果ガス削減目標の見直しや「佐賀県施策方針2023」等により社会情勢の変化を踏まえ、第4期計画を一部改正(R3.3月)されているため、特に温暖化対策については昨年度策定した嬉野市地球温暖化対策実行計画の内容を踏まえ、より具体的な内容で環境基本計画に盛り込むことができたと考えております。以上スケジュールについての概要となります。</p> <p>(会長) 事務局から説明がありました件について、何か委員からありますか。</p> <p>(委員) 第2次環境基本計画は2018年から2027年までとなっていて、2022年の中間年度で見直しとなっているが、見直しはされているか。</p> <p>(事務局) 現計画の基本施策の大きな変更はないため、中間年度での見直しは行っておりません。国及び県の改定を含め第3次計画に盛り込むかたちで考えております。ゼロカーボンや省エネについては、ここ数年で計画も策定し内容も変わってきているので見直しをかけていき、環境保全や生物多様性についてはこれまでの施策や内容を引き継いでいきたい。</p>
--	--	---

審 議 等 の 内 容

(嬉野市審議会等の公開に関する要綱第9条関係)

		所管課	環境下水道課
議 題	3. その他(脱炭素に係る取り組みについて、世界海洋プラスチックセンター(仮称))		
内 容	(会長)	次の議題にはいります。事務局から説明をお願いします。	
	(事務局)	<p>今年度の脱炭素事業について少しご報告をさせていただきます。</p> <p>昨年度策定しました嬉野市地球温暖化対策実行計画に基づく重点対策として、市民向けのワークショップを8月3日に楠風館で開催をいたしました。ちょうど夏休み期間でしたので、自由研究ということもあり8組22名の親子参加がありました。脱炭素とかゼロカーボンとか言っても何をどうすればいいかわからないというのが、多くの方のご意見かと思いますが、家族で楽しく脱炭素について学び、家でも身近にできることから実践してもらうことを目的に今回開催を行ったところです。</p> <p>また市民向けだけでなく、事業者の事業活動によって排出されるCO₂の削減についても進めていく必要があることから、市内事業者向けセミナーを2月10日に初級編として開催し、11事業所20名の参加をいただきました。中級編も3月17日に開催を予定しておりますが、事業者にも脱炭素経営が非常にメリットがあり、電気料や燃料費、作業工程の見直しなど経営の改善にも役立てることができると、市と一緒にやって取り組んでいくきっかけとして、嬉野市ゼロカーボン推進パートナー登録制度も創設し、先進的に取り組んでおられる市内事業者10社に2月10日に市長から登録証の授与を行ったところです。今後も市民向けへの周知と市内事業者向けの脱炭素経営支援について取り組み、2050年ゼロカーボンシティ実現のために協働で取り組んでいきたいと思っております。</p>	
	(会長)	事務局から報告がありました件について何かご質問はありますか。	
	(事務局)	議題に関してではないが、水質検査について伺いたい。大野原と坊主原は産廃施設があったが、今現在水質検査はしているのか。	

(事務局)	今は市内河川の水質調査を定期的実施しているが、処分場後は現在は行っていない。ごみ中継基地と河川をメインに実施している。大野原の産廃処分場は、県に廃止届を提出し、土地開発公社で買い戻している。
(委員)	過去産廃処分場があったため、水質検査は実施したほうがよい。水がめの上でもあるため。
(委員)	親子向け脱炭素ワークショップは市内全域を対象としたのか。取り組みとして非常に良いと思う。
(事務局)	市民なので市内全域を対象としています。
(委員)	夏休みにコミュニティでも取り組めたりできるか。
(事務局)	子ども向けに無料で講座をしてもらえるようなところもある。工作など楽しみながら実施できると思います。
(事務局)	世界海洋プラスチックセンター(仮称)について紹介をさせていただきます。今年6月に波戸岬海浜公園内に開館される施設で、海に漂う海洋プラスチックについて学び、見学できる施設で、様々な体験もできる。九州北部は海洋プラスチックの漂着地となっており、多くの海洋ごみが漂着する。特にプラスチックは長い期間海洋を漂流し、マイクロプラスチック化し、魚や人体にも影響を及ぼすため世界的な問題となっている。リサイクルについても学ぶことができる施設なのでぜひ足を運んでいただきたい。
(会長)	コミュニティでも見学に行きたいと思い計画している。ぜひ皆さんも見学に行ってください。他に何もなければこれで終わりたいと思います。ありがとうございました。